

川崎市政策課題研究事業運営委員会設置要綱

平成22年4月1日
22川企政第3号

(目的及び設置)

第1条 本市の政策課題研究事業の実効ある運営を図るため、政策課題研究事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 研究課題の選定に関すること。
- (2) 研究チームの設置に関すること。
- (3) 研究員の選定に関すること。
- (4) その他政策課題研究事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総合企画局自治政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合企画局自治政策部及び総務局人材育成センター人材育成課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月29日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

政策課題研究制度運営委員会設置要綱(平成7年4月19日施行)

政策課題特別研究制度運営委員会設置要綱(平成13年3月29日施行)

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

局名	補職名
総務局	人事部長
	行財政改革室長
	人材育成センター室長
総合企画局	都市経営部長
	自治政策部長
財政局	財政部長